

247号建物ほか吸収冷温水機保守点検役務

役務件名	247号建物ほか吸収冷温水機保守点検役務	図面番号	1 / 3
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

- 1 役務件名：247号建物ほか吸収冷温水機保守点検役務
- 2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地
- 3 役務概要：練馬駐屯地内吸収冷温水機4系統の冷房イン・オフ及び暖房イン点検 一式
- 4 履行期限：令和7年3月31日

5 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
 ・(財)建築保全センター編集建築保全共通仕様書平成30年版(以下「共通仕様書」とする。)
 ・(財)建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引き
- (2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- (3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- (4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- (5) 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (6) 役務写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出する。
- (7) 業務に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。ただし、試運転等の作業上使用することが必要となるものについてはその限りでない。
- (8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。(各種溶接作業を含む。)
- (9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき受注者の責任において原状に復旧する。
- (10) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- (11) 本役務は、役務完了後1年間を補償期間(瑕疵期間)とする。その間に発生した不具合については、受注者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

- (1) 本役務は、各設備機器の保守点検について専門的な知識及び技術を有する者(メーカーの技術員認定証を有するアロエース技能士)が作業を実施する。
- (2) 保守点検に必要な工具及び計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。また、保守点検に必要な消耗品及び軽微な補修材料等についても同様とする。

- (3) 本役務に際し、決められた場所以外への立ち入りは禁止とする。
- (4) 冷房イン点検及び暖房イン点検終了後、試運転を実施し正常に運転することを確認する。なお、各設備機器の試運転に必要なバルブ及び付帯設備等の操作については、受注者の負担により実施する。
- (5) 保守点検終了後、(財)建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引きを参考に各設備機器ごと報告書を作成し、監督官へ提出する。また、受注者独自の報告書による提出の際も、同様の報告書を添付する。
- (6) 役務期間中、空調機等に不具合が発生した場合には、応急処置を講ずるとともに原因を究明し、速やかに監督官へ報告する。修理等が必要な場合は、見積書等资料を速やかに監督官へ提出する。
- (7) 保守点検の作業期間は表1に示す期間を基準とし、細部は監督官との協議による。

表1

作業内容	作業期間
冷房イン点検	契約日から令和6年6月20日までの間
冷房オフ及び暖房イン点検	令和6年10月15日から同年11月15日までの間

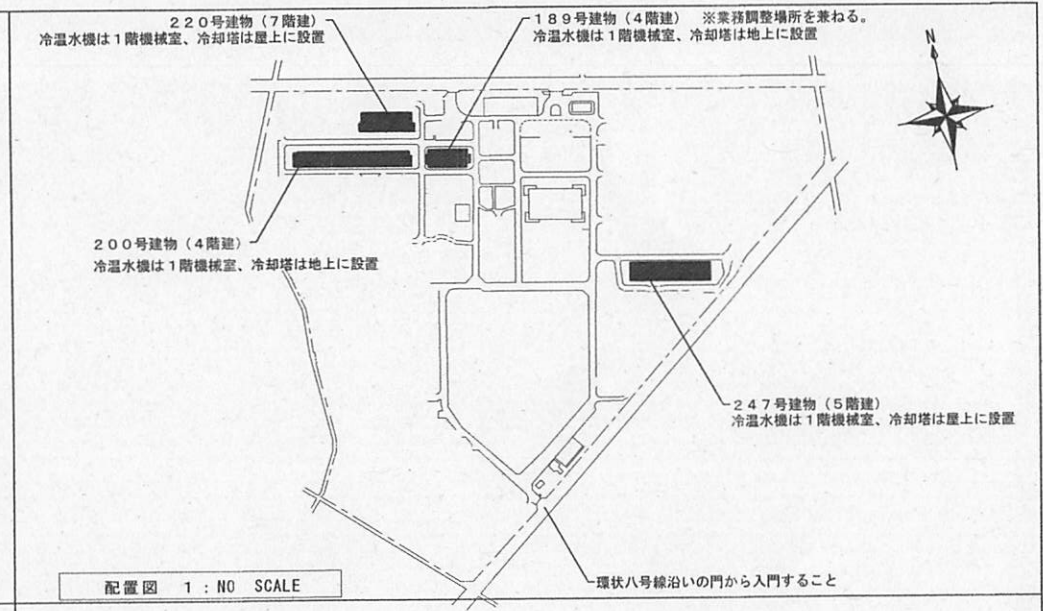
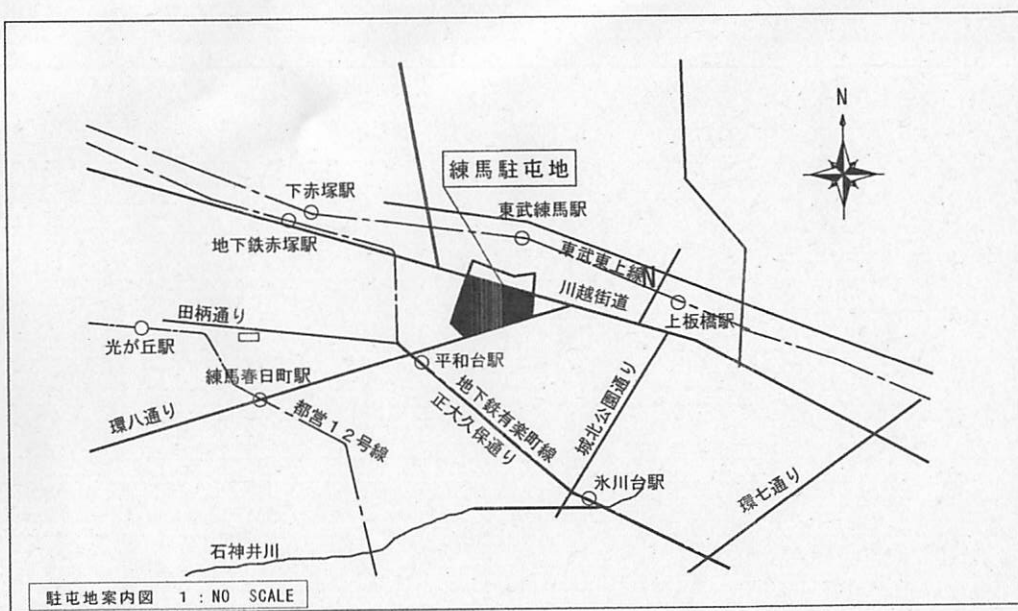
- (8) 共通仕様書に記載されている以外に、下記項目を実施する。

- ① 冷房イン点検時に、対象全設備に対し冷却水系の簡易化学洗浄
- ② 暖房イン点検時に、247号建物のみ冷温水機本体の伝熱管のブラシ洗浄・薬液洗浄
- ③ 冷房イン点検時に、必要機器にインヒビターを補充する。詳細は表2による。

表2

設置場所	機器名	製品型式	ユニット：補充インヒビター
247号建物	直だき吸収冷温水機	矢崎 CH-MG130	単体：Mインヒビター(490mL)
200号建物	蒸気焚二重効用吸収冷温水機	矢崎 CH-KG170STU665	親機：Mインヒビター(250mL) 2号機：Mインヒビター(240mL) 3号機：Mインヒビター(250mL)
189号建物	蒸気焚二重効用吸収冷温水機	矢崎 CH-KG80STU44	2号機：Mインヒビター(160mL)
220号建物	蒸気焚二重効用吸収冷温水機	エハラ SDW-U100ASD	親機：Mインヒビター(240mL) 2号機：Mインヒビター(250mL)

役務件名	247号建物ほか吸収冷温水機保守点検役務	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			



保守点検機器一覧表

設置場所	保守点検機器				冷房イン	冷房オフ	暖房イン	共通仕様書第2編第4章該当箇所	標準仕様書に記載外の実施項目
	機器名	メーカー型式	性能	台数					
247号建物	直置き吸収冷温水機	矢崎 CH-MG130	冷凍能力428kw 加熱能力342kw	1	○		○	4.3.5(A)	1 冷房イン点検時には、冷却水システムの消毒（化学洗浄）を実施する。その際使用する薬品は、下記を標準とし循環洗浄3時間以上を1回洗浄後のブロー及び水張り回数2回を基準として実施する。 ・洗浄用薬品（ジョウワニウシヨウクリナソル又は同等品以上） ・防食材（ジョウワヒDVC-2L又は同等品以上） ・同等品の目安として、簡易洗浄剤で毒劇物に該当しないことを目途とし、細部は官側との協議による。 ・ブローの際、冷却塔及びストレーナーを清掃する。 2 吸収液の分析結果に異状があれば、調整の経費見積を提出 3 暖房イン点検時、247号建物(CH-MG130)のみ吸収冷温水機の伝熱管のブラシ洗浄を実施
	冷却塔	三菱 MTWU-125KSD	冷却能力782.8kw 2,040L/min	1	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エパウ 125×100 FS4K518		2	○		○	4.4.7周期I	
	冷却水ポンプ	エパウ 125×100 FS4K515		1	○	○		4.4.7周期I	
200号建物	蒸気焚二重効用吸収冷温水機	矢崎 CH-KG170STU665	冷凍能力512kw 加熱能力639kw	1	○		○	4.3.4	
	冷却塔	エパウ SDW-U160ASD	冷却能力997.7kw 2,600L/min	1	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エパウ 100×80 FS4K 511		2	○		○	4.4.7周期I	
	冷却水ポンプ	エパウ 100×80 FS4K 515		1	○	○		4.4.7周期I	
189号建物	蒸気焚二重効用吸収冷温水機	矢崎 CH-KG80STU44	冷凍能力123kw 加熱能力159kw	2	○		○	4.3.4	
	冷却塔	エパウ SDW-U90ASD	冷却能力468.1kw 1,220L/min	1	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エパウ 80×65 FS4K 511		2	○		○	4.4.7周期I	
	冷却水ポンプ	エパウ 100×80 FS4K 511E		1	○	○		4.4.7周期I	
220号建物	蒸気焚二重効用吸収冷温水機	矢崎 CH-KG100STU55	冷凍能力154kw 加熱能力200kw	2	○		○	4.3.4	
	冷却塔	エパウ SDW-U100ASD	冷却能力587.1kw 1,530L/min	1	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エパウ 80×65 FS4J 55.5		2	○		○	4.4.7周期I	
	冷却水ポンプ	エパウ 100×80 FS4K 57.5E		1	○	○		4.4.7周期I	

役務件名	247号建物ほか吸収冷温水機保守点検役務	図面番号	3 / 3
種別	案内図・配置図・保守点検機器一覧表	縮尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			